

平成25年 7月 3日

豊明市長 石川英明 様

新エネルギー推進委員会

委員長 井内 尚樹

豊明市新エネルギー推進計画について（答申）

平成25年6月3日付、豊環211号にて諮問のありましたうち、2 公共施設屋根貸し方針について、下記により答申いたします。

記

- 1 答申書（本書）
- 2 答申書（別表）公共施設屋根貸しに係る方針

## 公共施設屋根貸しに係る方針

### 1 公共施設屋根貸し方針に係る指標

- (1) 市民協働発電制度の理念を尊重し、豊明市民にとって身近な存在としての屋根貸し事業を目指す。
- (2) 事業者は愛知県に本社・支店・事業所を持つ法人に限定し、豊明市の域内経済に貢献できる提案や地元企業を優先した事業者の採用が有利となる審査方法を確立する。
- (3) 市民参加、地域経済貢献、環境教育等に関する積極的な提案を行った事業者の採用が有利となるような審査方法を確立する。
- (4) 屋根貸し事業は、CO<sub>2</sub>削減や地球温暖化防止に貢献する社会的意義のある事業である点を、明確にした方針を打ち出す。

### 2 公募要領について

- (1) 公募要領は、配布資料の案を軸に本答申の内容を反映させた公募内容とし、要領の詳細は事務局で決定する。
- (2) 固定価格買取制度の現状に鑑み、速やかに公募体制を整備し事業者の募集を開始する。
- (3) 事業者の応募がなかった対象施設は、募集内容を変更して再度募集を実施する。

### 3 その他

屋根貸しに係る方針において、本答申に係る大きな修正や変更を行う場合は、新エネルギー推進委員会へ報告すること。